

船舶インシデント調査報告書

平成30年12月19日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（マスト折損）
発生日時	平成30年7月7日 12時15分ごろ
発生場所	東京都小笠原村二見港 二見港丸山灯台から真方位273° 1.2海里付近 （概位 北緯27° 4.8′ 東経142° 11.2′）
インシデントの概要	ヨット（船名なし）は、帆走中、マストが折損し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年7月23日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ヨット（船名なし）、総トン数なし（長さ4.28m） なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、友人から借りたレーザー級と称するディンギーヨットで、操縦者が1人で乗り、平成30年7月7日10時00分ごろ二見港扇浦海岸を出発した。</p> <p>操縦者が同海岸沖を周遊の目的で帆走中、12時15分ごろマストの中間接合部が折損して転覆した。</p> <p>本船は、操縦者が本船を引き起こしたものの、帆走できずに漂流していた。</p> <p>入港してきた漁船は、本船を認めて118番に通報した。</p> <p>本船は、操縦者を乗せた状態で、海上保安庁の監視取締艇により二見港清瀬岸壁にえい航された。</p> <p>本船は、操縦者が本船を借りたとき、艇内にパドルが準備されていなかった。</p> <p>操縦者は、本船の来歴を知らなかったが、帆走を始める前に船体及びマスト等を十分に点検していなかった。</p> <p>操縦者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、扇浦海岸沖で操縦者が帆走中、マストが折損した際、艇内にパドルが備えられていなかったことから、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>マストは、中間接合部が経年劣化により折損した可能性があると考え</p>

	えられる。
原因	本インシデントは、本船が、扇浦海岸沖で帆走中、マストが折損した際、艇内にパドルが備えられていなかったため、発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 無動力のヨットにあつては、帆走できなくなった場合に備えてパドルを準備しておくこと。・ 操縦者は、来歴不明のヨットを借りる場合、出発前に船体及び属具等の点検を十分に行うこと。